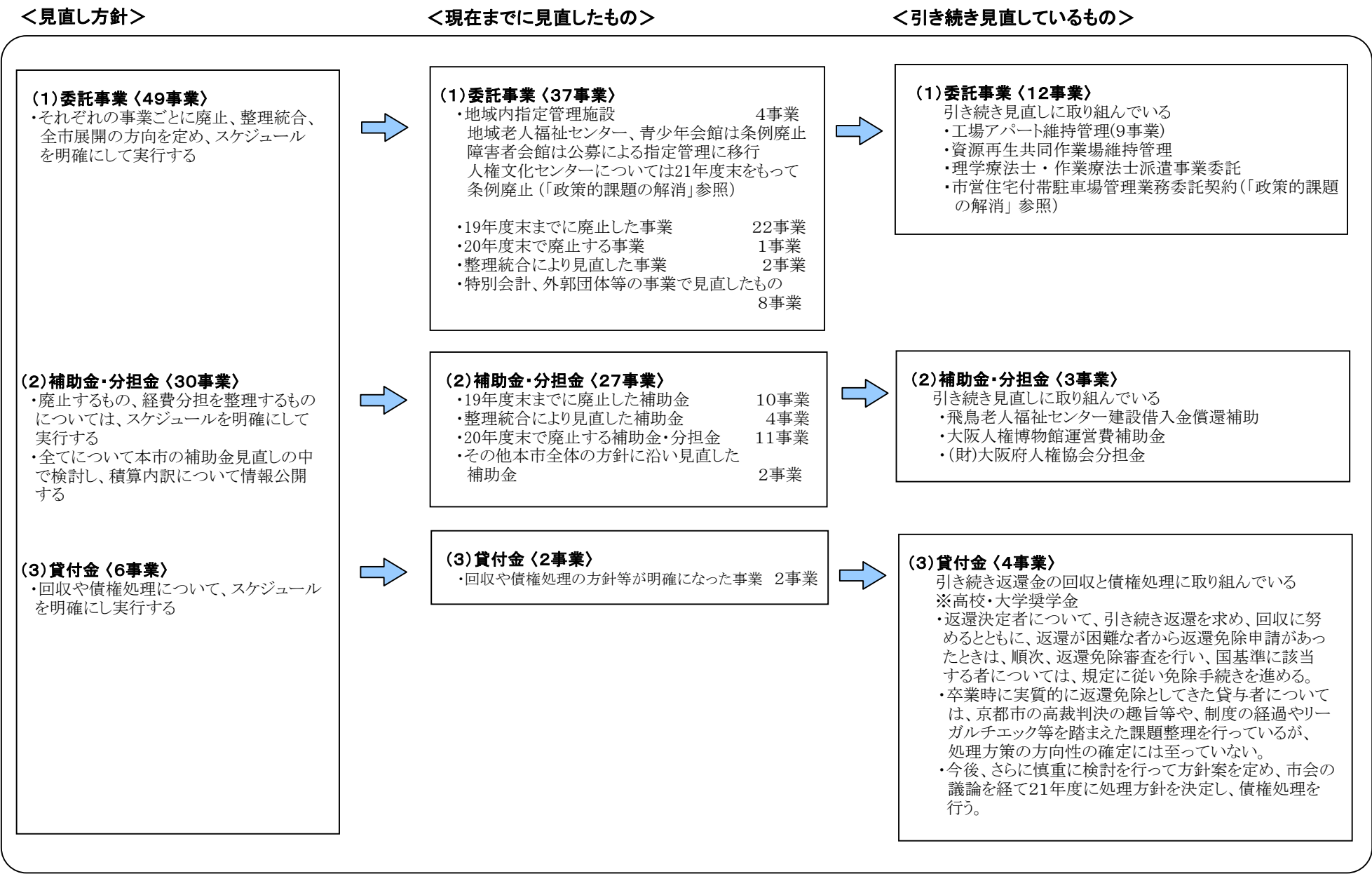


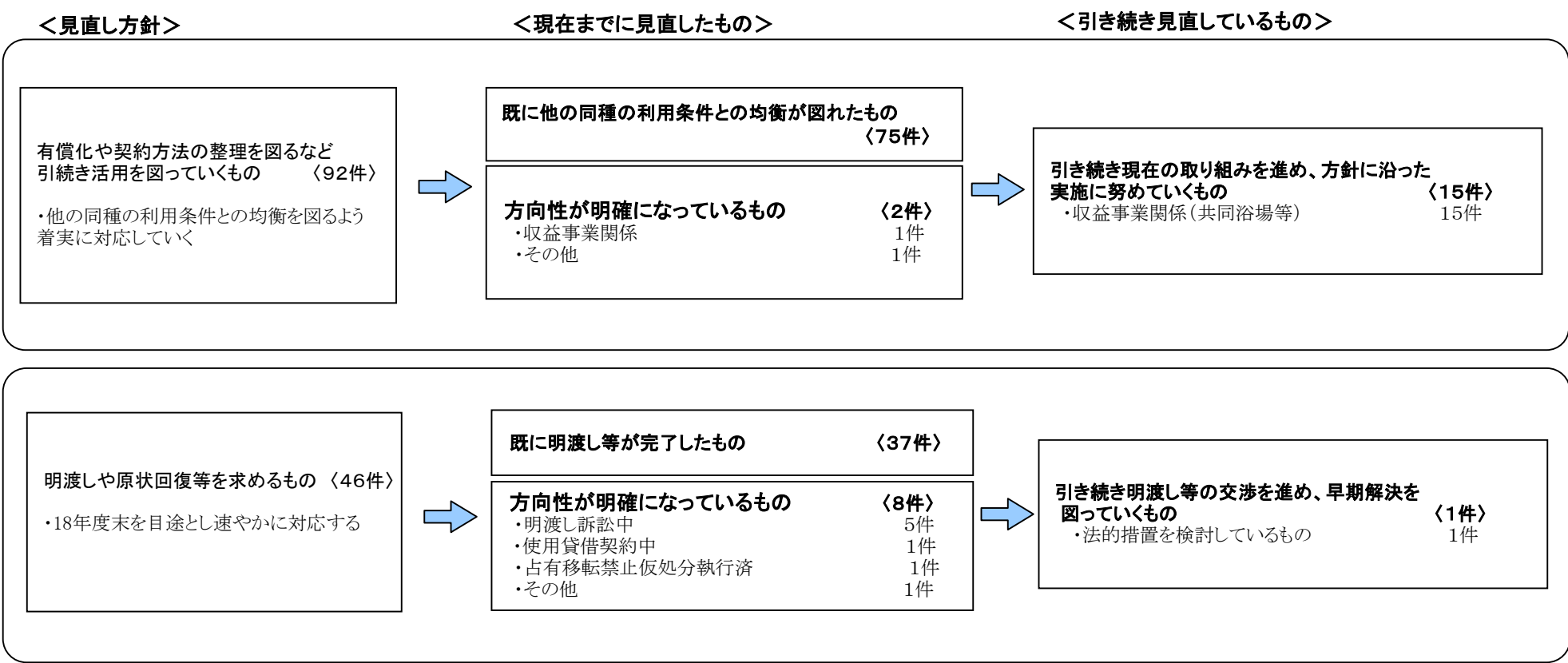
地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について（平成 2 1 年 3 月）

1 関連事業等について

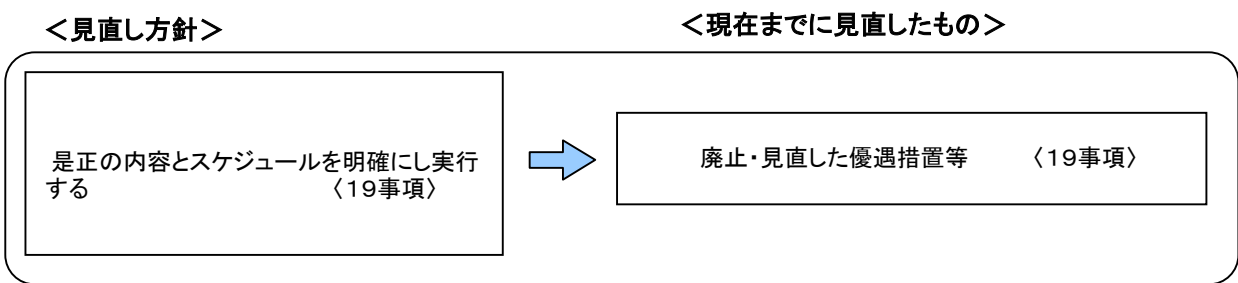
(1)委託事業・補助金・貸付金・分担金



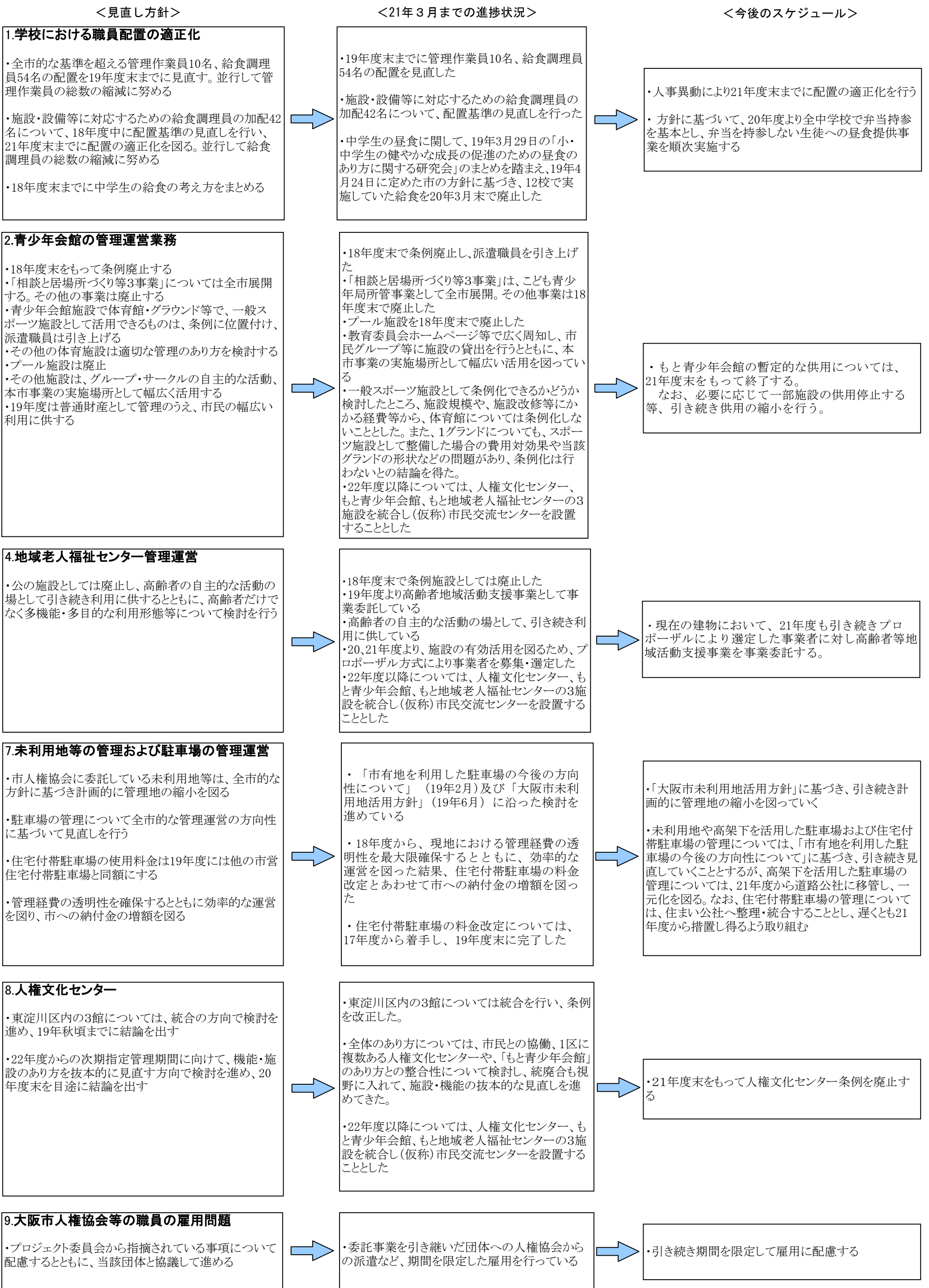
(2)未利用地・建物等の使用



(3)特別な優遇措置等



2 政策的な課題の解消について



※その他「3. 保育所における職員配置」「5. 障害者会館管理運営委託」「6. ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大」については見直し済み

地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

平成 2 1 年 3 月

<資料目次>

1.	関連事業等について		
	(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金	・・・	1
	(2) 未利用地・建物等の使用	・・・	6
	(3) 特別な優遇措置等	・・・	7
2.	政策的な課題の解消について	・・・	8
3.	その他方針どおり見直し等が完了したもの	・・・	1 2

見直しの進捗状況 ◎：方針どおり見直し等が完了したもの
○：方針どおり進めているもの
△：方針より遅れているもの等

〔１〕 委託事業

（１）本市が委託している事業 ①地域内施設

指定管理施設（人権文化センター、青少年会館、老人福祉センター、障害者会館）

※「政策的な課題の解消について」参照

（１）本市が委託している事業 ①地域内施設 指定管理施設以外

	所管局 担当	事業名称	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
2	経済局 都市産業担当	久保吉工場アパート 維持管理	平成19年4月1日を目途に 賃料を見直したうえで、平 成19年度中に管理方法につ いて精査し見直す。 併せて、施設のあり方につ いても見直すこととし、平 成19年度中にその方策を決 定する。	平成22年4月に到達賃料へ至る改 定契約締結を済ませている。 管理業務委託については、平成18 年度をもって廃止した。 平成19年度から、本市が直接管理 を行っている。 賃料改定及び管理業務委託は、見 直し済み。 なお、施設使用実態の調査に基づ き、今後の施設のあり方を検討し ている。	賃料改定及び管理業務委託の見直しは達 成した。 不正入居や滞納者の解決を図り、併せて 老朽施設については廃止・統合し集約化を 進める。 全207戸中147戸の利用者があり、 うち26名の悪質滞納者について、建物明 け渡し請求の訴訟を提起し、現在係争中。	○
3	経済局 都市産業担当	木津川工場アパート 維持管理				
4	経済局 都市産業担当	浪速東工場アパート 維持管理				
5	経済局 都市産業担当	第2浪速東工場アパート 維持管理				
6	経済局 都市産業担当	第3浪速東工場アパート (北)維持管理				
7	経済局 都市産業担当	第3浪速東工場アパート (南)維持管理				
8	経済局 都市産業担当	浪速西工場アパート 維持管理				
9	経済局 都市産業担当	第2浪速西工場アパート 維持管理				
10	経済局 都市産業担当	出城東工場アパート 維持管理	委託契約の内容を精査し、 遅くとも平成19年度中に適 切な管理形態を決定し、平 成20年度から実施する。	平成20年4月1日から管理運営体 制を見直し、契約方法について、 特名随意契約から入札に変更済 み。 管理・運営業務委託について、見 直し済み。	浅香資源再生共同作業場については、廃止 に向けて取り組む。	○
12	経済局 都市産業担当	浅香資源再生共同作業場 維持管理				

〔1〕委託事業

（1）本市が委託している事業 ③その他

	所管局 担当	事業名称	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
3	健康福祉局 自立支援事業 担当	理学療法士・作業療法士 派遣事業委託	障害者会館のあり方と併せて、平成18年度に今後の事業のあり方について検討し、方針を出す。	・障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上を図るためのリハビリテーションを受けられる体制の充実が求められており、平成20年3月に策定した「大阪市障害者支援計画・後期計画（平成20年度～23年度）」において、各施設や関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めているところである。 ・この計画に基づき、障害者のニーズを把握しながら、地域リハビリテーションの実施場所や実施方法等について具体的に検討を進めるとともに、障害者自立支援法に基づく「機能訓練事業（理学療法士等がリハビリテーションを行う事業）等」として実施するための検討を進めた。	「理学療法士・作業療法士派遣事業」の今後の方針については、次のとおりとする。 理学療法士・作業療法士等派遣事業については平成21年度末で見直し、平成22年度以降は、理学療法士や作業療法士の専門性やこれまでの障害者の福祉現場での経験を活かし、障害者自立支援法に基づく事業への従事や、障害者施設や小規模作業所等におけるリハビリ訓練の充実に向けた技術支援、相談助言等を実施する事業へ転換することとする。	○

（2）外郭団体等団体自身が行った委託事業

	所管局	団体名	委託契約名	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
7	都市整備局	大阪市住宅供給公社	市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	住宅付帯駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 使用料金については、平成19年度には、他の市営住宅における付帯駐車場と同額になるようにする。また、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・平成18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の大幅な増額を図った。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、平成17年度から着手し、平成19年度末に完了した。	・住宅付帯駐車場の管理については、市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも平成21年度から措置し得るように取り組む。	○

〔２〕補助金

（１）市単独補助金

方針：廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

※全ての事業の積算内訳について情報公開済み

	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 （平成21年3月現在）	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
3	健康福祉局 いきがい担当	飛鳥老人福祉センター建設 借入金償還補助	（社福） ともしび福祉会	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	・平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、補助金の内容について検討中。	引き続き、本市の補助金見直しの中で検討し、より適切な制度となるよう平成21年度を目途に見直しを図る。	（○）
5	健康福祉局 いきがい担当	高齢者就労の生きがいづくり活動支援事業 （就労の生きがいづくり活動支援事業）	事業化グループの代表者	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	・本事業について、広く市民に対して募集し、市内各所の事務化グループから相談を受けるなど、既に一般施策として、定着している。 ・平成19年3月策定の「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づき、補助率・補助対象経費など補助金の内容について要綱を改正した。 ・平成21年2月に見直しチェックシート公表済	本事業は、高齢者の生きがいづくりや社会参加への促進に一定の役割を担っており、今後とも市民への広報に努めるなど、高齢者の自発的・自主的な取組みを支援して行く。	◎

〔2〕 補助金

（2）府(府下市町村含む)とともに対応している補助金

方針：廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

※全ての事業の積算内訳について情報公開済み

	所管局 担当	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	見直しのこれまでの経過及び現状 （平成21年3月現在）	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	市民局 雇用・ 勤労施策担当	就職困難者等の就職に向けた支援 が必要な人に対する就業支援 事業	(社)おおさか人材雇用開発 人権センター	平成19年3月策定の「補助金のあり方 に関するガイドライン」に基づき、府 の状況を踏まえ、20年度において大幅 な削減を行い、21年度についてもさら に削減することとした。 平成21年2月に見直しチェックシート 公表済	平成22年度の補助金についても削減 を図ることとしている。	◎
4	市民局 人権室 （教育委員会事 務局、健康福祉 局）	大阪人権博物館運営費補助金	(財) 大阪人権博物館	経費分担を整理し、平成19年度より 市民局1局に整理統合した。 平成19年3月策定の「補助金のあり 方に関するガイドライン」に基づき、 府の状況を踏まえ、20年度において 大幅な削減を行い、21年度についても 派遣職員の引揚げや管理運営費の効 率化も図った。 平成21年2月に見直しチェックシ ート公表済	引き続き施設のあり方や展示の基 本コンセプトについて検討を続け ていく。	○

〔4〕 分担金

方針：廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。

※全ての事業の積算内訳について情報公開済み

	所管局 担当	事業名(支出名称)	交付先(支出先)	見直しのこれまでの経過及び現状 （平成21年3月現在）	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
2	市民局 人権室	(財)大阪府人権協会分担金	(財)大阪府人権協会	平成19年3月策定の「補助金のあり 方に関するガイドライン」に準じて 見直しに取り組んでいる。 平成20年度において大幅な削減 を行い、21年度についてもさら に削減することとした。	府市長会・町村長会において対 応を決定しており、今後、更 なる見直しを図るよう努める。	○

〔3〕貸付金

	所管局 担当	事業名（支出名称）	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	経済局 金融担当	大阪府地域支援人権金融公社貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済されているので、今後も着実に返済を求める。	平成23年度までの5年間については返済計画に基づいて返済中。	引き続き、返済計画に基づいて確実に返済を求める。	○
4	健康福祉局 地域福祉担当	大学奨学金事業	回収について引き続き取り組む。 今年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策を立てる。	全債務者について、所在確認のための居所調査等を実施してきた。 今なお、所在不明のものについては保護者等を通じて所在確認を行うなど、引続き居所把握に努めている。 卒業時に実質的な返還免除としてきた貸与者については、引続き、処理方策にかかる課題整理に取り組んでいる。	・返還決定者について、引き続き返還を求め、回収に努めるとともに、返還が困難な者から返還免除申請があったときは、順次、返還免除審査を行い、国基準に該当する者については、規定に従い免除手続きを進める。 ・卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、京都市の高裁判決の趣旨等や、制度の経過やリーガルチェック等を踏まえた課題整理を行っているが、処理方策の方向性の確定には至っていない。 ・今後、さらに慎重に検討を行って方針案を定め、市会の議論を経て平成21年度に処理方針を決定し、債権処理を行う。	△
6	教育委員会事務局 学務担当	高等学校等奨学金	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。	所在確認ができた貸与者については、必要書類の提出を求めて、順次、返還免除審査を進めることとしているが、連絡方法などについて、人権上の問題にも配慮しつつ、現在、通知文の発送準備を進めているところである。		
5	健康福祉局 地域福祉担当	同和更生生業資金（回収事務）	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。平成18年度中に今後の方針を立てる。	債務者全員の現住地調査を実施した。所在が確認できた者に対し返済を求め、早期回収について、取り組んでいる。	引き続き所在不明者について、調査を実施する。 現住地が確認できた者に今年度内の返済を求め、引き続き回収に努める。 死亡・行方不明等の理由により回収不能と考えられる者については、不納欠損処分により、計画的に債権処理の措置を講じる。	○

(2) 未利用地・建物等の使用

《方針》 未利用地・建物等の使用について、引き続き活用を図っていくものについては、他の同種の利用条件との均衡を図るとする委員会の提言に沿って、平成19年度以降、着実に対応していくこととし、明渡しや原状回復等を求めるものについては、18年度末を目途とし速やかに対応する。

○有償化や契約方法の整理を図るなど引続き活用を図っていくもの(措置済みのものを除く)

分 類	利 用 状 況	平成18年7月現在の状況	方 針	取り組み中の状況(21年3月現在)	
				方向性が明確になっているもの	引き続き取り組みを進めていくもの
収益事業関係	共同浴場 理髪館	・土地および大阪市所有の建物は無償貸与 ・地域人権協会等が運営	・18年度を目途に法人化および有償化の手続きを行う	——	・11件は財産処分等の諸問題解決後、浴場用地の売却又は事業用定期借地権契約を締結予定 ・2件は諸問題解決後、浴場の売却又は事業用定期借家権契約を締結予定 ・1件は諸問題解決後、事業用定期借家権契約を締結予定 ・1件は不当利得返還等請求訴訟提起中
	病院	・土地は大阪市所有、3年間に限り無償貸与	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地契約を締結する	・H21.4.1から事業用定期借地契約締結	——
その他	化製場	・土地は賃貸借、減免あり	・一括全額支払を前提として、今年度、返済計画について要請を行う	・返済計画等について回答書受理、全市の未収金対策の中で対応(H21.4.1から減免なし)	——

有償化や契約方法の整理を図るなど引続き活用を図っていくもの	総件数	措置済	方向性が明確になっているもの	引き続き現在の取組みを進め、方針に沿った実施に努めていくもの
	92件	75件	2件	15件

○明渡しや原状回復等を求めるもの(措置済みのものを除く)

分 類	方 針	取り組み中の状況(21年3月現在)	
		方向性が明確になっているもの	引き続き取り組みを進めていくもの
不正・無断使用関係	・18年度末を目途に明渡しを求める、応じなければ法的措置を講ずる	・3件は係争中 ・1件は売却処分により措置予定	・1件は法的措置検討中
利用実態の解消を行うもの	・18年度末を目途に、明渡しを求める	・2件は係争中 ・1件は使用貸借契約中 ・1件は占有移転禁止仮処分執行済	——

注：大阪市の財産区分により、普通財産の使用貸借の場合と行政財産の使用許可(使用料免除)の場合があるが、いずれも無償貸与と表記する

明渡しや原状回復等を求めるもの	総件数	措置済	方向性が明確になったもの	引き続き明渡し等の交渉を進め、早期解決を図っていくもの
	46件	37件	8件	1件

(3) 特別な優遇措置等

不適切な事務執行

	所管局 担当	事 項	今後の対応策	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
15	健康福祉局 自立支援事業 担当	もと浪速第1温泉施設の 活用	障害者のニーズを勘案し、平成 18年度中に今後の活用方策につ いて検討し、方針を出す	施設の活用方法について は、障害者自立支援法に基 づく事業の実施等、障害者の ニーズに応じたサービスが提 供できるよう、公募により施 設の活用を図る方針とした。 そのため、国の新たな処分 基準に基づく財産処分等の手 続きを進めるため、施設の土 地・建物の転用方法について 検討を進めた。	施設の転用方法については、土地・建 物を売却することとする。今後、平成21 年度中に、財産処分に向けた国との協議 を行い、土地・建物の財産処分や転用手 続きを進める。	◎

2 政策的な課題の解消について

	項目	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
1	学校における職員配置の適正化	・管理作業員 いわゆる旧同和教育推進校における管理作業員については、全市的基準を超える10名について、平成19年度末までに配置を見直す。 このことと並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努めていく。 ・給食調理員 いわゆる旧同和教育推進校における給食調理員については、全市的基準を超える54名について、平成19年度末までに配置を見直す。 ・また、リフト配置の学校、食堂を有する学校における施設・設備等に対応するための加配42名については、廃止や嘱託化など、平成18年度中に配置基準の見直しを行い、平成21年度末までに配置の適正化を図る。これらのことと並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努めていく。 ・なお、中学生の昼食については、今後、中学生の昼食事業の試行を実施している2校と、今年度から新たに設ける公費をかけない弁当販売校について、それぞれの状況等の精査・検証を加えながら、12月中に中間集約を行うとともに、関係校のヒヤリング調査なども実施し、教育委員会事務局に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、保護者負担の公平性はもとより教育的効果の観点から精力的に検討を行うなど、総合的に議論を行い、議会での意見を踏まえて、12校での給食のあり方を含め、平成18年度末までに昼食の考え方をまとめる。	・管理作業員 平成19年度末までに10名の配置を見直した ・給食調理員 平成19年度末までに54名の配置を見直した ・施設・設備等に対応するための加配42名については、平成19年度末に18名の配置を見直した。 ・「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」で、平成19年3月29日に「中学生の昼食の考え方」をまとめ、これを踏まえ平成19年4月24日に市の方針を定めた。この方針に基づき、12校で実施していた給食については、平成20年3月末で廃止し、民間業者による昼食販売などにより、弁当を持参しない生徒への昼食提供を開始した。	・人事異動により平成21年度末までに配置の適正化を行う。 ・中学生の昼食に関する施策については、方針に基づいて、全中学校において、弁当持参を基本とし、家庭からの弁当を持参しない場合も安心して登校できるように、全ての生徒が利用可能な、衛生面・安全面等を念頭に置き、栄養価に配慮した昼食を提供する。	◎

	項目	方針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
2	青少年会館の管理運営業務	・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する ・ 青少年会館においてこれまで実施してきた不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「こども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・ その他の事業については、廃止する。 ・ また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・ その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・ 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	・ 平成18年度末で条例を廃止し、派遣職員を引き上げた。 ・ 「相談と居場所づくり等3事業」は、こども青少年局所管事業として全市展開。 ・ その他の事業は、平成18年度末で廃止した。 ・ プール施設については、平成18年度末で廃止した。 ・ 一般スポーツ施設として条例化できるかどうか検討したところ、施設規模や、施設改修等にかかる経費等から、体育館については条例化しないこととした。 また、1グラウンドについても、スポーツ施設として整備した場合の費用対効果や当該グラウンドの形状などの問題があり、条例化は行わないとの結論を得た。 ・ 教育委員会ホームページ等で広く周知し、市民グループ等に、体育館・会議室等の貸出を行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っている。 ・ 平成22年度以降については、人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの3施設を統合し、（仮称）市民交流センターを設置することとした。	・ もと青少年会館の暫定的な供用については、平成21年度末をもって終了する。 なお、必要に応じて一部施設の供用停止する等、引き続き供用の縮小を行う。	◎

	項目	方 針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
4	地域老人福祉センター管理運営	・地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。	・平成18年度末で条例施設としては廃止 ・平成19年4月から、高齢者地域活動支援事業として事業委託し、高齢者の自主的な活動の場として、引き続き利用に供している。平成20、21年度については、施設の有効活用を図るため、高齢者を始め市民に幅広く利用されるよう、プロポーザル方式により事業者を募集・選定した。 ・平成22年度以降については、人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの3施設を統合し、（仮称）市民交流センターを設置することとした。	・現在の建物について、平成21年度も引き続きプロポーザルにより選定した事業者に対し高齢者等地域活動支援事業を事業委託する。	◎
7	未利用地等の管理および駐車場の管理運営	・大阪市人権協会に委託している未利用地等（駐車場として管理運営しているものを含む）については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・住宅付帯駐車場および未利用地以外的高架下を活用した駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。なお、住宅付帯駐車場の使用料金については、平成19年度には他の市営住宅における付帯駐車場と同額となるようにする。それまでの間、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・全市的な方針として、平成19年2月に「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」、平成19年6月に「大阪市未利用地活用方針」が策定された。 ・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」及び「大阪市未利用地活用方針」に沿った検討を進めている。この方針に基づき、高架下を活用した駐車場については、全市的に道路公社に移管し、一元化することが検討されている。 ・平成18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保するとともに、効率的な運営を図った結果、料金改定とあわせて市への納付金の大幅な増額を図った。 ・住宅付帯駐車場の料金改定については、平成17年度から着手し、平成19年度末に完了した。	・大阪市未利用地活用方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていく。それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・未利用地や高架下を活用した駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、見直していくこととするが、高架下を活用した駐車場の管理については、平成21年度から道路公社に移管し、一元化を図る。 ・住宅付帯駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性について」に基づき、公社へ整理・統合することとし、遅くとも平成21年度から措置し得るように取り組む。	○

	項目	方針	見直しのこれまでの経過及び現状 (平成21年3月現在)	今後のスケジュール・課題など	見直しの 進捗状況
8	人権文化センター	・ 東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 ・ 平成22年度からの次期指定管理期間に向けて、現下の厳しい財政状況に鑑み、また利用状況も比較的低調であることから、建替えを行わないことを前提に、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	・ 東淀川区内の3館については統合を行い、条例を改正した。 ・ 全体のあり方については、市民との協働、1区に複数ある人権文化センターや、「もと青少年会館」のあり方との整合性について検討し、統廃合も視野に入れて、施設・機能の抜本的な見直しを行ってきた。 ・ 平成22年度以降については、人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの3施設を統合し、（仮称）市民交流センターを設置することとした。	・ 平成21年度末をもって人権文化センター条例を廃止する。	◎
9	大阪市人権協会等の職員の雇用問題	・ 各事業の見直しに伴って生じる大阪市人権協会等の職員の雇用問題については、プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。	・ 委託事業を引き継いだ団体への人権協会からの派遣など、期間を限定した雇用を行っている。 ・ 再就職ステップアップ制度（1年間）については、平成19年度末で終了した。	・ 引き続き、期間を限定して雇用に配慮する。	○

その他方針どおり見直し等が完了したもの

※「廃止」には20年度末廃止予定を含む

〔１〕委託事業（１）本市が委託している事業 ①地域内施設

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 1 住吉老人福祉センター管理運営（廃止） | 1 3 矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託〔環境局分〕（廃止） |
| 1 1 矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託〔経済局分〕（廃止） | 1 4 浅香資源再生共同作業場管理・運営業務委託〔環境局分〕（廃止） |

〔１〕委託事業（１）本市が委託している事業 ②人権協会委託事業（①の地域内施設の委託事業を除く）

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業委託（廃止） | 1 0 高齢者総合相談事業（廃止） |
| 2 地域啓発推進事業（廃止） | 1 1 高齢者パソコン講習事業（廃止） |
| 3 人権文化センター情報通信技術（ＩＴ）講習（廃止） | 1 2 地域生活支援事業（整理統合） |
| 4 人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業（廃止） | 1 3 子育て支援講座等交流事業（廃止） |
| 5 公立保育所環境整備業務委託（廃止） | 1 4 子どもとおとなのための地域共育事業（廃止） |
| 6 公立保育所給食内容充実事業委託（廃止） | 1 5 若年者再学習・職業観育成地域事業（廃止） |
| 7 老人健康相談事業（廃止） | 1 6 男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業（廃止） |
| 8 老人クラブ活動援助事業（廃止） | 1 7 進路選択支援事業（全市展開） |
| 9 軽費老人ホームＢ型入所者日常生活支援事業（廃止） | |

〔１〕委託事業（１）本市が委託している事業③その他

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 人権教育・啓発プログラム開発事業（廃止） | 5 十三市民病院免震階清掃業務（一般競争入札） |
| 2 人権教育啓発事業（廃止） | 6 密集市街地まちづくり相談事務所管理運営業務委託（廃止） |
| 4 十三市民病院外周管理業務（一般競争入札） | |

〔１〕委託事業（２）外郭団体等団体自身が行った委託事業

- 1 姉妹都市交流促進事業に関する業務委託⇒「関西研修センター研修生との国際交流促進協議会」への協賛金（廃止）
- 2 浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の運転保守管理（一般競争入札）
- 3 浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整整備（一般競争入札）
- 4 矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備業務委託（一般競争入札）
- 5 加島駐車場の清掃業務委託契約（一般競争入札）
- 6 市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約（整理統合）
- 8 我孫子用地の保安管理業務（廃止）

〔２〕補助金（１）市単独補助金

- 1 生きがい活動事業補助金（廃止）
- 2 老人福祉センター運営助成（飛鳥老人福祉センター運営補助）（高齢者等地域活動支援事業へ）
- 4 高齢者のための総合相談事業補助金（廃止）
- 6 大阪地域医療ケア研究大会補助金（廃止）
- 7 大阪市人権教育研究協議会補助金（廃止）
- 8 大阪市立高等学校人権教育研究会補助金（廃止）

〔２〕補助金（２）府（府下市町村含む）とともに対応している補助金

- 2 人権情報収集・提供事業補助金（廃止）
- 3 部落史編纂事業補助金（廃止）
- 5 大阪保育子育て人権情報研究センター補助金（廃止）
- 6, 14, 16 大阪地域職業訓練センター事業補助金（（財）大阪生涯職業教育振興協会運営補助金）（整理統合・廃止）
- 7 大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金（廃止）
- 8, 10 大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助（大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助）（整理統合）
- 9 重度知的障害者自立就労訓練等事業補助金（廃止）
- 11 アルフィック大阪事業補助金（廃止）
- 12 地域産業振興調査・研究事業補助金（廃止）
- 13 人材育成事業推進員設置費等補助金（廃止）
- 15 化製場集約化対策事業補助金（廃止）
- 17 おおさか識字日本語センター事業補助（廃止）
- 18 大阪地域職業訓練センター教育推進事業補助（廃止）
- 19 大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会補助金（廃止）

〔３〕貸付金

- 2 部落解放消費生活協同組合貸付金（見直し済み）
- 3 芦原病院貸付金（破産処理）

〔４〕分担金

- 1 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金（廃止）
- 3 国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議分担金（廃止）

(3) 特別な優遇措置等

特別な優遇措置

- | | | | |
|---|------------------------------------|----|---------------------------------|
| 1 | 生活保護出張相談・保護費支払（廃止） | 8 | 一部地域での巡回乳幼児健康診査・ポリオ予防接種（廃止） |
| 2 | 各地域における各種大学奨学金制度の説明会等への本市職員の派遣（廃止） | 9 | 一部地域での健康教育・相談（廃止） |
| 3 | 保育所における一泊保育事業（廃止） | 10 | 地区診療所への応援医師派遣（廃止） |
| 4 | 保育所の正規職員以外のアルバイト（保育士以外）配置（廃止） | 11 | 仮設便所の設置（浪速区内 1 か所）（廃止） |
| 5 | 保育所の給食材料費の上積み（廃止） | 12 | 浅香・矢田共同作業場のごみ収集（廃止） |
| 6 | 大国老人憩の家光熱水費（廃止） | 13 | 改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用料（改定） |
| 7 | 一部地域での基本健診・結核検診・がん健診（廃止） | 14 | 一部の自転車駐車場の管理員に係る優先雇用枠の設定（廃止） |

不適切な事務執行

- | | | | |
|----|-----------------------------|----|---------------------------------|
| 16 | 大国町・芦原橋自転車駐車場警備委託（随意契約廃止） | 18 | 大規模改修後の共同浴場に関する固定資産税の課税保留（課税済み） |
| 17 | 大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清掃委託（随意契約廃止） | 19 | 法人所有地の固定資産税に関する徴収猶予（納付済み） |

2 政策的な課題の解消

- | | | | |
|---|------------------|---|--------------------------|
| 3 | 保育所における職員配置（廃止） | 6 | ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大（実施済み） |
| 5 | 障害者会館管理委託（見直し済み） | | |

地対財特法期限後の事業等の見直しについて（平成 21 年度予算案）

- ・地対財特法期限後の事業等については、平成 18 年 11 月に策定した見直し方針に基づき、着実に見直しを進めており、21 年度末には見直しを完了させることとしている。
- ・見直しにあたっては、進捗監理を行うために設置した「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」において、進捗状況について説明して意見を聞きながら進めており、進捗状況については適宜、市会に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表している。
- ・主な事業等については下記のとおり。

見直し事業等 $\Delta 4$ 億 7 千 1 百万円

（見直し済みの事業等を含む）

（ $\textcircled{28}$ 億 7 千 9 百万円 $\leftarrow$ $\textcircled{20}$ 億 3 億 5 千万円 $\leftarrow$ $\textcircled{19}$ 億 4 千 0 百万円 $\leftarrow$ $\textcircled{18}$ 億 7 千 9 百万円）

1 委託事業・補助金・分担金・貸付金について $\Delta 3$ 億 2 千 5 百万円（ $\textcircled{22}$ 億 4 千万円 $\leftarrow$ $\textcircled{20}$ 億 5 千万円）

（1）委託事業等（ $\textcircled{21}$ 億 1 千 1 百万円 $\leftarrow$ $\textcircled{20}$ 億 1 千 2 百万円）

- ・理学療法士・作業療法士派遣事業委託（1 事業）
- ・工場アパート維持管理（9 事業）
- ・資源再生共同作業場維持管理（1 事業）

（2）補助金・分担金（ $\textcircled{24}$ 億 4 千万円 $\leftarrow$ $\textcircled{20}$ 億 1 千 5 百万円）

- ・大阪人権博物館運営費補助金
- ・就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業
- ・高齢者就労の生きがいづくり活動支援事業
- ・（財）大阪府人権協会分担金

（3）貸付金（4 事業）

- ・高校奨学金
- ・大学奨学金
- ・同和更生生業資金
- ・大阪府地域支援人権金融公社貸付金（歳入のみ）

2 政策的な課題の解消について

地域内施設の管理運営等

$\Delta 1$ 億 4 千 6 百万円（ $\textcircled{22}$ 億 6 千 5 百万円 $\leftarrow$ $\textcircled{20}$ 億 2 千 8 百万円）

- ・人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターについては廃止、統合し、22 年度に（仮称）市民交流センターを設置する
- ・障害者会館については、23 年度末で条例施設としては廃止し、民間へ移管

□未利用地等の管理及び駐車場の管理運営

- ・本市全体の方針に基づき、高架下を活用した駐車場については道路公社に移管、住宅付帯駐車場については住まい公社へ整理・統合する
- ・未利用地については、方針に基づき縮小を図っていく

□未利用地・建物等の使用の適正化

- ・引き続き活用していくものについては、有償化や契約方法の整理を図る
92 件（見直し方針） $\rightarrow$ 措置済みのもの及び方向性が明確になっているもの 77 件 $\rightarrow$ 残り 15 件
- ・明渡しや原状回復等を求める
46 件（見直し方針） $\rightarrow$ 措置済みのもの及び方向性が明確になっているもの 45 件 $\rightarrow$ 残り 1 件

（21 年 3 月現在）

【参考】

「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」

第 1 回委員会	19 年 2 月 5 日	第 4 回委員会	20 年 8 月 12 日
第 2 回委員会	19 年 10 月 4 日	第 5 回委員会	20 年 11 月 18 日
第 3 回委員会	20 年 2 月 15 日	第 6 回委員会	21 年 3 月 26 日

地対財特法期限後の事業等の見直しについて（２１年度予算案 細目）

(単位：千円)

		所管局	担当	平成20年度当初予算	平成21年度予算案	備 考
				歳出	歳出	
見直し事業等				3,350,233	2,879,324	
	1 委託事業・補助金・分担金・貸付金について			549,574	223,824	
	(1) 委託事業等			149,089	133,878	
	久保吉工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当	4,671	4,671	20年度:2事業→21年度:1事業 (矢田は20年度末供用廃止予定)
	木津川工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当			
	浪速東工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当			
	第2浪速東工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当			
	第3浪速東工場アパート（北）維持管理	経済局	都市産業担当			
	第3浪速東工場アパート（南）維持管理	経済局	都市産業担当			
	浪速西工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当			
	第2浪速西工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当			
	出城東工場アパート維持管理	経済局	都市産業担当			
	資源再生共同作業場維持管理	経済局	都市産業担当	12,421	6,974	
	理学療法士・作業療法士派遣事業委託	健康福祉局	自立支援事業担当	131,997	122,233	
	(2) 補助金・分担金			398,547	81,847	
	補助金			388,393	80,182	
	化製場集約化対策事業補助金	環境局	環境規制担当	175,574	0	
	就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業	市民局	雇用・勤労施策担当	24,000	14,500	
	人権情報収集・提供事業補助金	市民局	啓発担当	25,744	0	
	部落史編纂事業補助金	市民局	啓発担当	8,140	0	
	大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金	健康福祉局	地域福祉担当	1,350	0	
	アルフィック大阪事業補助金	経済局	都市産業担当	6,500	0	
	人材育成事業推進員設置等補助金	経済局	企業支援担当	1,897	0	
	おおさか識字日本語センター事業補助	教育委員会事務局	社会教育担当	4,380	0	
	高齢者就労的生きがいづくり活動支援事業	健康福祉局	いきがい担当	3,200	3,200	
	大阪人権博物館運営費補助金	市民局	啓発担当	102,646	62,482	
	大阪地域職業訓練センター教育推進事業補助	教育委員会事務局	社会教育担当	5,710	0	
	大阪地域職業訓練センター事業補助金	市民局	雇用・勤労施策担当	29,252	0	
	分担金			10,154	1,665	
	(財) 大阪府人権協会分担金	市民局	施策担当	5,739	1,665	
	国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議分担金	市民局	啓発担当	500	0	
	大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金	市民局	施策担当	3,915	0	
	(3) 貸付金			1,938	8,099	
	大学奨学金事業	健康福祉局	地域福祉担当	1,826	3,438	
	同和更生生業資金	健康福祉局	地域福祉担当	0	2,007	
	高等学校等奨学金	教育委員会事務局	学務担当	112	2,654	
	大阪府地域支援人権金融公社貸付金（歳入のみ）	経済局	金融担当	0	0	
	2 政策的な課題の解消について			2,800,659	2,655,500	
	もと青少年会館	教育委員会事務局	社会教育担当	344,397	225,707	
	高齢者等地域活動支援事業（もと地域老人福祉センター）	健康福祉局	いきがい担当	269,124	272,986	
	人権文化センター管理運営等	市民局	施策担当	1,442,297	1,430,186	
	もと人権文化センター管理運営	市民局	施策担当	91,611	89,868	
	障害者会館管理運営	健康福祉局	自立支援事業担当	402,642	393,819	
	公立保育所給食内容充実事業廃止に伴う大阪市人権協会職員の暫定雇用	こども青少年局	保育所運営担当	76,127	71,144	
	高齢者入所施設業務支援事業	健康福祉局	いきがい担当	77,735	75,246	
	地域生活支援事業	健康福祉局	地域福祉担当	36,509	36,503	
	市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約	都市整備局	管理担当	60,217	60,041	

(参考)			(単位：千円)		
	所管局	担当	平成20年度当初予算	平成21年度予算案	備 考
			歳出	歳出	
(仮称) 市民交流センター整備	市民局	施策担当	0	286,900	

高校・大学奨学金制度の経過について

- ① 本市独自の給付制度として創設（大阪市単独事業）。
 高校：なにわ育英費（昭和 31 年度）
 大学：なにわ奨学費（昭和 33 年度）
 - ② 国の給付制度創設に伴い、本市においても国庫補助制度（給付制度）へ移行。
 高校（昭和 41 年度）
 大学（昭和 44 年度）
 - ③ 国において、給付制度から貸付制度へ変更されたことに伴い、本市においても国庫補助制度（貸付制度）へ移行。
 高校（昭和 62 年 10 月）
 大学（昭和 57 年 10 月）
 - ④ 償還補助制度を創設。
 高校（平成 3 年度）
 大学（昭和 59 年度）
 - ⑤ 平成 14 年 3 月 31 日、法期限に伴い、貸与制度を廃止（在学中の生徒が卒業するまでの間の経過措置あり）。償還補助制度についても廃止。
 - ⑥ 平成 14 年 4 月 1 日、要領改定（返還免除規定（市基準免除）を追加）。
- ※ 現在は、貸与事業及び償還補助事業は終了している。
 貸与金については、卒業後 6 ヶ月経過後、20 年以内に返還することとなり、返還者からの返還金収納と、返還免除審査などの債権管理事務が残っている。

<参考> 高校・大学奨学金の貸付残高（平成 20 年 3 月末現在）※卒業時の審査による区分

	国基準免除者	市基準免除者	返還決定者	合 計
貸付残高	2,143 百万円	1,025 百万円	621 百万円	3,789 百万円
割合	56.6%	27.0%	16.4%	100%

高校・大学奨学金 返還の免除関連規定 抜粋

	高 校	大 学
条 例	(返還の免除) 第9条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1) 死亡したとき、心身に著しい障害を受けたときその他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき (2) 奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が生活困難であるため、奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき	(返還の免除) 第9条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当するときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。 (1) 死亡したとき、心身に著しい障害を受けたときその他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき (2) 奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が生活困難であるため、奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき
規 則	(返還免除の申請) 第9条 条例第9条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、所定の返還免除申請書にその事由を証明する書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請に基づき奨学金の返還を免除し、又は免除しない旨を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。	(返還免除の申請) 第11条 条例第9条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、所定の返還免除申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請に基づき奨学金の返還を免除し、若しくは免除しない旨を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
要 領	(返還債務の免除) 第3条 条例第9条第1号の「やむを得ない事由」とは、奨学金の貸与を受けた者の所在が3年以上継続して不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不明であることとする。 第3条の2 条例第9条第2号の「生活困難」とは、奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とし、この場合においては、貸与した奨学金の額の20分の1を限度として奨学金の返還を免除することがある。 (1) 市民税所得割が非課税であるとき (2) 1月1日において、前年の1月1日から12月31日までの間の全所得（奨学金の貸与を受けた者の所得を含む。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき (3) 前2号の所得を超える場合であっても、奨学金の貸与を受けた者が、幅広く社会に貢献しうる者であって、また、地域の教育・文化・福祉水準の向上に貢献しうる有為な者と認められるとき 第3条の3 前条の規定に該当する場合であって、奨学金の貸与を受けた者の属する世帯の経済状況の変動が少ない等特別な事情があると認められる場合には、返還免除の限度額については、奨学金の貸与を受けた者からの申請により、貸与した奨学金の額の20分の5を限度として、奨学金の返還を免除することができるものとする。ただし、この場合において、返還免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で20分の5を超えることができない。	(返還債務の免除) 第3条 条例第9条第1号の「やむを得ない事由」とは、奨学金の貸与を受けた者の所在が3年以上継続して不明であって、所在不明となる前の住所、居所または転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など、必要な調査を行ってもその所在が不明であることとする。 第3条の2 条例第9条第2号の「生活困難」とは、奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合とし、この場合においては、貸与した奨学金の額の20分の1を限度として、奨学金の返還を免除することができるものとする。 (1) 市民税所得割が非課税のとき (2) 1月1日において、前年の1月1日から12月31日までの間の全所得（奨学金の貸与を受けた者の所得を含む。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき (3) 前2号の所得を超える場合であっても、奨学金の貸与を受けた者が、幅広く社会に貢献しうる者であって、また、地域の教育・文化・福祉水準の向上に貢献しうる有為な者と認められるとき 第3条の3 前項の規定に該当する場合であって、奨学金の貸与を受けた者の属する世帯の経済状況の変動が少ない等特別な事情があると認められる場合には、返還免除の限度額については、奨学金の貸与を受けた者からの申請により貸与した奨学金の額の20分の5を限度として奨学金の返還を免除することができるものとする。ただし、この場合において返還免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で20分の5を超えることができない。